地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、令和3年6月11日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和4年12月22日付けで山形県知事から通知があった。

令和5年1月17日

山形県監査委員	森	谷	仙 -	一郎
山形県監査委員	星	Ш	純	_
山形県監査委員	松	田	義	彦
山形県監査委員	海	老 名	信	乃

<u></u>		
所 管 課	監 査 結 果	措置の内容
財政課	3 基金の繰替運用による一元運用 ① (土地開発基金)「基金に属する現金 の繰替運用依頼書」の作成について 当基金に属する現金について、会計管 理者により歳計現金と一体として保管され、運用として支払準備資金及び一元運 用資金にあてられている。県では、歳計 現金への繰替えは行われておらず繰替 運用に該当しないと判断しているが、運 用の実態は基金の繰替運用である。基 金の運用については基金所管部局が実施するものであり、会計管理者通知「基 金の繰替運用による一元運用について」 によれば、繰替運用を行う場合は、基金 所管部局から会計局に対して「基金に属 する現金の繰替運用依頼書」を提出する ことが規定されているが、提出されていなかった。 県は、規定に基づき当該依頼書を作成 する必要がある。	当基金は、歳計現金への繰替えを行っておらず、これまでの取扱いは運用ではなく現金の保管と考え、「基金に属する現金の繰替運用依頼書」は提出してこなかった。 しかしながら、今般の指摘及び会計管理者通知を踏まえて、改めて取り扱いを検討した結果、現状では預金等運用に該当するという見方もできることから、令和4年度からは「基金の繰替運用依頼書」を作成することとした。
防災危機管理課	5 災害救助基金 ① 災害救助法が定める基金最少額の 積立てについて 災害救助法が定める基金最少額については、内閣府に確認したところ、年度 当初の時点で充足する必要があるが、県では、過去4年間にわたり最少額を充足していなかった。 よって、県は災害救助法が定める基金	令和3年度にこれまでの運用を見直し、 2月補正において翌年度の基金最少額を 充足する額を予算措置し、積み立てる取 扱いとした。 この取扱いを踏まえ、令和3年度2月補 正で令和4年度基金最少額を充足する額 を確保し、積立を行った。

の最少額以上の積立をする必要があっ たにもかかわらず、4年間にわたり不足と した事務は改善すべきである。 防災危機管理課 5 災害救助基金 令和3年度に、「山形県防災資機材等 ⑤ 防災資機材等評価委員会の開催に 管理運営要綱」に基づき、防災資機材等 評価委員会を開催して、防災資機材等の よる評価の実施について 時価評価を行い、結果を知事に報告し 「山形県防災資機材等管理運営要綱」 において、県は、毎年度当初に防災資機 た。 材等評価委員会を開催し、防災資機材 今後も防災資機材等評価委員会を毎 の評価を行い、結果を知事に報告するこ 年開催し、評価結果を知事に報告する。 ととされているが、平成20年度以降、十 数年にわたり当委員会は開催されておら ず、防災資機材等の評価及び知事への 報告が実施されていない。 県は、防災資機材等評価委員会を毎 年開催して、防災資機材等の時価評価 を行い、結果を知事に報告すべきであ

る。